

高崎市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
24年度	人 374,655	千円 148,240,834	千円 4,620,051	千円 20,593,372	% 13.9	% 13.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)中核市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 2,203	千円 8,625,133	千円 1,461,822	千円 3,126,237	千円 13,213,192	千円 5,998	千円 6,348

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。

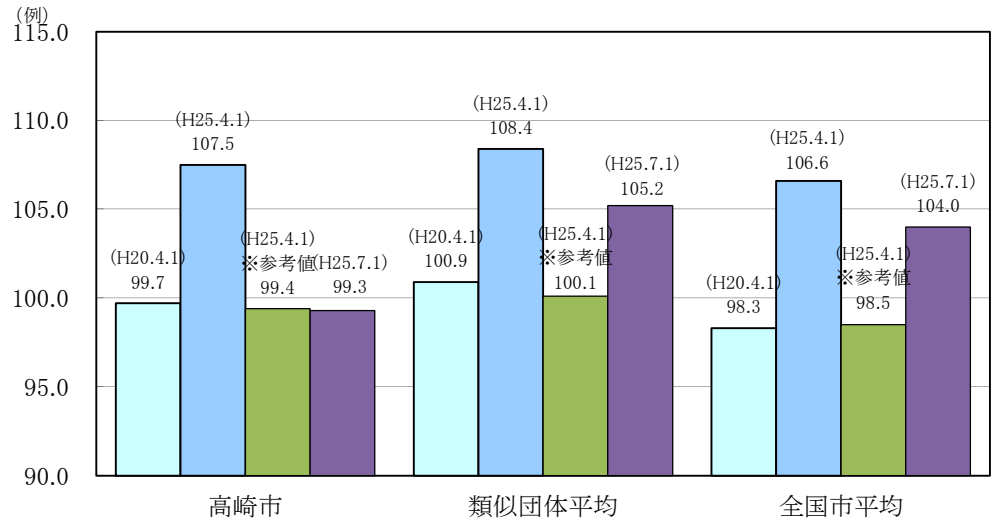
(3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた 減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施	平成25年7月1日から平成26年3月31日まで
抑制済み又は減額措置の内容	
(給料) 給料月額に下記の減額率を乗じて得た額(端数切捨て)を減額して支給 (行政職給料表) 1～2級:4.77%、3～6級:7.77%、7～8級:9.77% (行政職給料表(2)) 1～3級:4.77%、4～5級:7.77% 【H25.4.1ラスパイレス指数:107.5(参考値:99.4)、H25.7.1減額時点のラスパイレス指数:99.3】 (手当) 減額なし	

(その他)

(4) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 「類似団体平均」とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（25年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
高崎市	43.4 歳	335,637 円	400,165 円	381,982 円
群馬県	43.5 歳	344,073 円	413,916 円	375,483 円
国	43.1 歳	307,220(332,446) 円	—	376,257(405,463) 円
類似団体	42.0 歳	327,094 円	413,557 円	372,391 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
高崎市	48.3歳	177人	312,796 円	355,893 円	334,596 円	—	—	—	—
うち学校給食員	45.4歳	67人	287,022 円	313,064 円	302,811 円	調理師	43.3歳	242,100 円	1.29
うち清掃職員	50.9歳	26人	335,110 円	397,156 円	363,483 円	廃棄物処理	44.6歳	290,600 円	1.37
うち用務員	53.1歳	38人	347,003 円	410,130 円	372,754 円	用務員	53.7歳	202,700 円	2.02
その他	46.9歳	46人	309,465 円	350,148 円	333,041 円	—	—	—	—
群馬県	49.8歳	134人	332,324 円	367,040 円	355,191 円	—	—	—	—
国	49.9歳	3,272人	272,119(286,850) 円	—	309,534(325,400) 円	—	—	—	—
類似団体	47.3歳	304人	331,684 円	392,680 円	363,259 円	—	—	—	—
区 分	参 考								
	年収ベース(試算値)の比較								
	公務員 (C)		民間 (D)		C/D				
高崎市	—		—		—				
うち学校給食員	4,947,336 円		3,295,400 円		1.50				
うち清掃職員	6,261,391 円		3,980,600 円		1.57				
うち用務員	6,472,603 円		2,809,400 円		2.30				

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成22～24年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高崎市	43.3 歳	356,915 円	398,322 円
群馬県	44.3 歳	394,604 円	448,084 円
類似団体	46.1 歳	397,579 円	462,629 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況（25年4月1日現在）

区 分		高 崎 市	群 馬 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	177,300 円	163,987 (172,200) 円
	高 校 卒	140,100 円	143,400 円	133,418 (140,100) 円
技能労務職	高 校 卒	146,700 円	139,000 円	130,656 (137,200) 円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（25年4月1日現在）

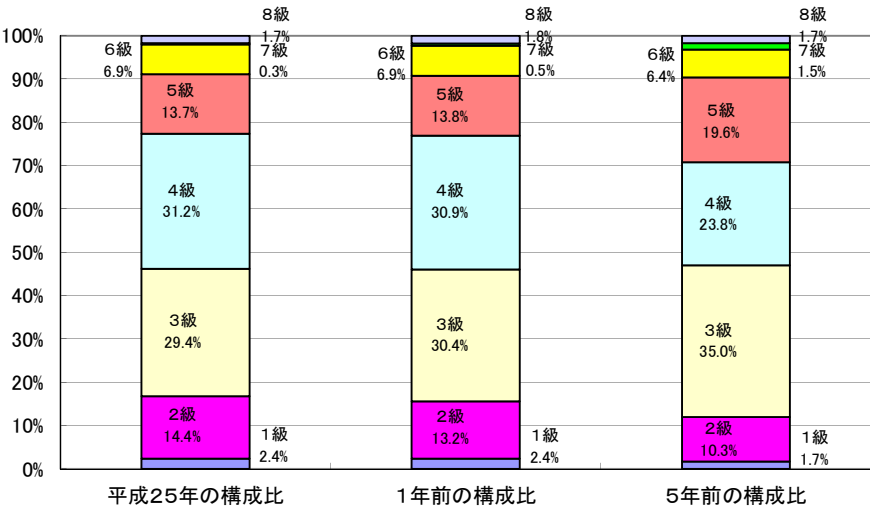
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	286,000 円	368,200 円	387,500 円	409,800 円
	高 校 卒	253,400 円	339,600 円	361,300 円	386,500 円
技能労務職	高 校 卒	205,400 円	306,000 円	327,500 円	347,300 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（25年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8 級	部長	25人	1.7%	413,000円	478,200円
7 級	課長	5人	0.3%	366,200円	456,200円
6 級	課長	100人	6.9%	320,600円	422,600円
5 級	課長補佐	198人	13.7%	289,200円	400,600円
4 級	係長	452人	31.2%	261,900円	388,300円
3 級	主任	426人	29.4%	222,900円	354,700円
2 級	主事	208人	14.4%	185,800円	307,800円
1 級	主事等	35人	2.4%	135,600円	243,700円

(注) 1 高崎市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年10月1日を評定日として、部長、課長を除く職員に対して勤務成績の評定を実施している。昇給時に評定結果を反映させている。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

高 崎 市	群 馬 県	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,449 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,580 千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理監督者加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理監督者加算 10～25%

【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

①成績の判定	②支給率	③適用できる職員の割合
1. 極めて優れている	1…+0. 2月	1. 「2」の区分に該当する職員のうち100分の20以下
2. 優れている	2…+0. 1月	2. 100分の15以下
3. 良好である	3…±0月	3. —
4. やや劣っている	4…-0. 1月	4. 制限なし
5. 劣っている	5…-0. 2月	5. 制限なし

(2) 退職手当（25年4月1日現在）

高 崎 市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.03 月分 勤続25年 32.83 月分 勤続35年 46.55 月分 最高限度額 55.86 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置2～20% (退職時特別昇給) 1人当たり平均支給額 6,399 千円 23,428 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.03 月分 勤続25年 32.83 月分 勤続35年 46.55 月分 最高限度額 55.86 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置2～20%

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)			276,351 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)			119,066 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
高崎市	3 %	2,321 人	3 %

(4) 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

支給実績(24年度決算)		24,877 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		83,763 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)		12.7 %		
手当の種類(手当数)		15種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (24年度決算)	左記職員に対する支給 単価
災害業務手当		災害の拡大を防止するために行う災害応急対策又は応急的な災害復旧の業務に従事した職員	0千円	日額500円
税務手当	納税課	徴税の事務に従事した職員	2,811千円	日額300円
水質等試験手当	環境政策課	河川の水、工場排水その他有害物質の採取又は分析試験の業務に従事した職員	16千円	日額200円
清掃業務手当	清掃管理課	夏季期間(6月1日から9月30日までをいう。以下同じ)以外の期間にごみ収集又はごみ処理の業務に従事した職員	5,448千円	日額700円
	清掃管理課	夏季期間にごみ収集又はごみ処理の業務に従事した職員	3,269千円	日額800円
	清掃管理課	道路等における犬、猫等の死体処理の業務に従事した職員	229千円	1回100円加算
社会福祉業務手当	社会福祉課	生活保護、障害者福祉又は児童福祉に係る現業を行う職員	5,675千円	月額5,000円
行旅病人及び行旅死亡人取扱手当	社会福祉課	行旅病人の救護業務に従事した職員	0千円	1回2,000円
	社会福祉課	行旅死亡人の取扱業務に従事した職員	40千円	1回5,000円
土木業務手当	道路維持課	道路、橋りょう、河川等の補修又は舗装の業務に従事した職員	370千円	日額200円
用地取得等交渉業務手当	市街地整備課	土地の取得等の交換業務に従事した職員	571千円	日額200円
浄水場等業務手当	倉洲支所農林建設課	浄水場、水源等で塩素等危険物の取扱業務に従事した職員	0千円	日額200円
と畜検査手当	食肉衛生検査所	と畜検査の業務に従事した職員	1,064千円	日額900円
食鳥検査手当	食肉衛生検査所	食鳥検査の業務に従事した職員	677千円	日額900円
防疫等業務手当	保健予防課	感染症のまん延の防止のために行う防疫等の業務に従事した職員 結核患者に対する訪問指導の業務に従事した職員	115千円	日額300円
犬等取扱業務手当	生活衛生課	犬等の捕獲、引取、処分又は検診の業務に従事した職員	440千円	日額400円
衛生検査手当	保健予防課	血液、尿便、生化学等の臨床検査の業務に従事した職員	90千円	日額250円
食品微生物検査手当	生活衛生課	食中毒原因微生物等の食品微生物検査その他の試験検査の業務に従事した職員	446千円	日額200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	214,106 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	90 千円
支給実績(24年度決算)	197,866 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	85 千円

(6) その他の手当（25年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	1 配偶者 月額13,000円 2 扶養親族たる父母等 6,500円(職員に配偶者がない場合にあってはそのうち1人については11,000円) 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子についてはそれぞれ5,000円を加算	同じ		224,722 千円	220,749 円
住居手当	1 月額12,000円を超える家賃を支払う職員に家賃月額により月額27,000円を限度に支給 2 自己の所有する住宅月額2,000円	一部異なる	自己の所有する住宅の支給額	132,455 千円	107,164 円
通勤手当	1 交通機関利用者 運賃相当額を支給(月額55,000円を限度) 2 交通用具使用者 2km以上5km未満4,500円 5km以上10km未満5,500円 10km以上15km未満8,500円 15km以上20km未満11,600円 20km以上25km未満14,600円 25km以上30km未満17,600円 30km以上35km未満20,700円 35km以上40km未満23,700円 40km以上45km未満26,800円 45km以上50km未満29,800円 50km以上32,800円	一部異なる	交通用具使用者の支給額	165,631 千円	77,434 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に対して職務の特殊性に基づき支給 部長 94,000円 課長 72,700円(77,400円) 課長補佐 59,500円 係長 46,300円	同じ		379,309 千円	685,912 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給	同じ		8,302 千円	35,031 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 日直手当 4,200円	同じ		5,518 千円	17,977 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に給する。 部長 10,000円 課長 8,500円 課長補佐 7,000円 係長 6,000円	同じ		3,397 千円	19,192 円

5 特別職の報酬等の状況（25年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	市区町村長	1,100,000 (円)	(参考)類似団体における最高／最低額	1,180,000 円／		565,000 円
	副市町村長	880,000 (円)		960,000 円／		705,000 円
	報 酬	議 長 副 議 長 議 員		635,000 (円) 605,000 (円) 570,000 (円)	827,000 円／ 748,000 円／ 700,000 円／	
期 末 手 当	市区町村長	(24年度支給割合)				
	副市町村長	3.90 月分				
	議 長 副 議 長 議 員	(24年度支給割合) 3.90 月分				
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)		
	市区町村長	1,100,000×在職月数×0.5	26,400,000	任期ごと		
	副市町村長	880,000×在職月数×0.3	12,672,000	任期ごと		
	備 考					

(注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

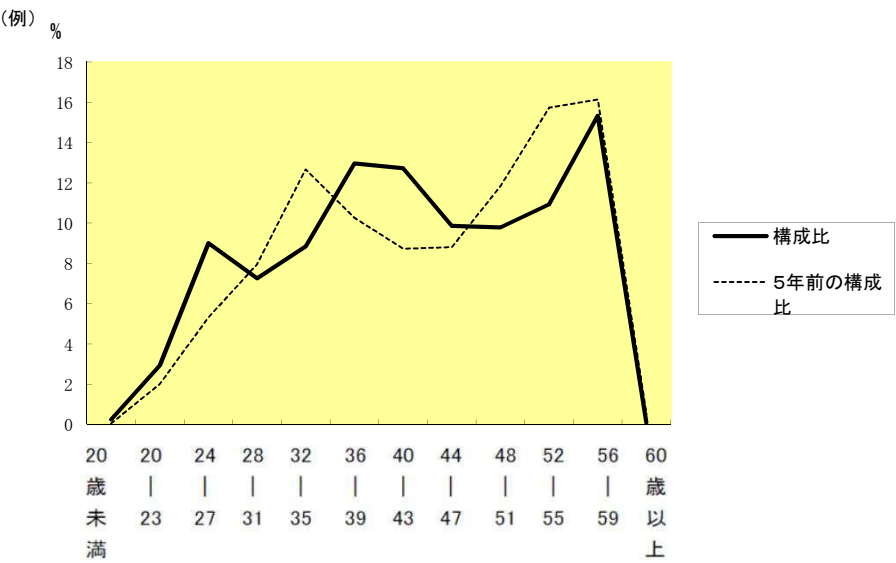
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
			平成24年	平成25年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	18	17	△ 1		
		総 務	360	356	△ 4		
		税 務	165	160	△ 5		
		民 生	449	448	△ 1		
		衛 生	268	252	△ 16		
		労 働	3	3	0		
		農 林 水 産	83	81	△ 2		
		商 工	46	47	1		
土 木		274	265	△ 9			
	計	1,666	1,629	△ 37	<参考> 人口1万人当たり職員数	43.48 人	
					(類似団体の人口1万人当たり職員数	43.31 人)	
	教 育 部 門	538	529	△ 9			
	小 計	2,204	2,158	△ 46	<参考> 人口1万人当たり職員数	57.59 人	
					(類似団体の人口1万人当たり職員数	61.73 人)	
公 営 企 業 等	会 計 部 門	水 道	77	74	△ 3		
		下 水 道	68	67	△ 1		
		そ の 他	104	103	△ 1		
		小 計	249	244	△ 5		
合 計			2,453 [2,628]	2,402 [2,628]	△ 51 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数	64.11 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（25年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	2人	53人	237人	193人	210人	294人	323人	249人	251人	221人	366人	2人	2,401人

(3)職員数の推移

		(単位:人・%)					
年 度 部門別	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	1,565	1,517	1,676	1,689	1,666	1,629	64(4.1%)
教育	637	636	670	555	538	529	△108(△17.0%)
普通会計計	2,202	2,153	2,346	2,244	2,204	2,158	△44(△2.0%)
公営企業等会計計	264	247	253	249	249	244	△20(△7.8%)
総合計	2,466	2,400	2,599	2,493	2,453	2,402	△64(△2.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
24年度	千円 6,181,881	千円 217,358	千円 711,219	% 11.5	% 11.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費119,995千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 83	千円 335,575	千円 54,872	千円 122,429	千円 512,876	千円 6,179	千円 6,258

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、25年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた 減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施	平成25年7月1日から平成26年3月31日まで
抑制済み又は減額措置の内容	
(給料)給料月額に下記の減額率を乗じて得た額(端数切捨て)を減額して支給 (行政職給料表)1～2級:4.77%、3～6級:7.77%、7～8級:9.77% (行政職給料表(2))1～3級:4.77%、4～5級:7.77% (手当)減額なし	

(その他)

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(25年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
高崎市	45.4 歳	372,822 円	511,959 円
団体平均	45.2 歳	353,532 円	520,694 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高 崎 市	市町村平均（政令指定都市を除く）
1人当たり平均支給額(24年度)	1人当たり平均支給額(24年度)
1,440 千円	1,476 千円
(24年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	—

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（25年4月1日現在）

高 崎 市	市町村平均（政令指定都市を除く）
(支給率) 自己都合 勤勉・定年	
勤続20年 23.03 月分 28.7875 月分	
勤続25年 32.83 月分 38.955 月分	
勤続35年 46.55 月分 55.86 月分	
最高限度額 55.86 月分 55.86 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～20%	
(退職時特別昇給)	
1人当たり平均支給額 0 千円 22,258 千円	1人当たり平均支給額 14,889 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		10,873 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		127,916 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
高崎市	3 %	85 人	3 %

エ 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

支給実績(24年度決算)		240 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		18,446 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)		15.3 %		
手当の種類(手当数)		7種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (24年度決算)	左記職員に対する支給 単価
用地取得等交渉業務手当		土地の取得等の交渉業務に従事した職員	0千円	日額 200円
料金等徴収・停水業務手当		水道料金等の滞納整理又は給水停止処分の執行の業務に従事した職員	0千円	日額 300円
修繕等業務手当	工務課 維持管理担当 浄水課 各上下水道事務所	給配水管等の修繕又は漏水調査の業務に直接従事した職員	68千円	日額 200円
浄水場等業務手当	浄水課 若田浄水場 浄水課 各上下水道事務所	浄水場、水源等で塩素等危険物の取扱業務に従事した職員	172千円	日額 200円
水質等試験手当	維持管理課 管理担当	下水等の水質試験又はこれに伴う汚水、汚泥の採取等の業務に従事した職員	0千円	日額 200円
下水処理業務手当	施設課 施設管理担当	1 夏季期間(6月1日から9月30日までをいう。以下同じ。)以外の期間に下水終末処理場若しくは下水中継ポンプ場の下水処理又は公共下水道管渠等のしゅんせつの業務に従事した職員	0千円	日額 700円
		2 夏季期間に下水終末処理場若しくは下水中継ポンプ場の下水処理又は公共下水道管渠等のしゅんせつの業務に従事した職員	0千円	日額 800円
災害業務手当		災害の拡大を防止するために行う災害応急対策又は応急的な災害復旧の業務に従事した職員	0千円	日額 500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（23年度決算）	7,500 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	89 千円
支給実績（24年度決算）	5,109 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	60 千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（２５年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度と の異同	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	1 配偶者 月額13,000円 2 扶養親族たる父母等 6,500円(職員に配偶者がな い場合にあってはそのうち1 人については11,000円) 扶養親族である子のうちに 満15歳に達する日後の最 初の4月1日から満22歳に 達する日以後の最初の3月 31日までの間にある子につ いてはそれぞれ5,000円を 加算	同じ		10,355 千円	215,729 円
住居手当	1 月額12,000円を超える 家賃を支払う職員に家賃月 額により月額27,000円を限 度に支給 2 自己の所有する住宅 月額2,000円	同じ		5,207 千円	100,127 円
通勤手当	1 交通機関利用者 運賃相当額を支給(月額 55,000円を限度) 2 交通用具使用者 2km以上5km未満4,500円 5km以上10km未満5,500円 10km以上15km未満8,500 円 15km以上20km未満 11,600円 20km以上25km未満 14,600円 25km以上30km未満 17,600円 30km以上35km未満 20,700円 35km以上40km未満 23,700円 40km以上45km未満 26,800円 45km以上50km未満 29,800円 50km以上32,800円	同じ		6,403 千円	83,152 円
管理職手当	管理または監督の地位にあ る職員に対して職務の特殊 性に基づき支給 部長 94,000円 課長 72,700円(77,400円) 課長補佐 59,500円 係長 46,300円	同じ		16,505 千円	717,629 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職 員が勤務した場合に支給 日直手当 4,200円	同じ		0 千円	0 円
管理職員特別 勤務手当	管理職員が臨時又は緊急 の必要その他の公務の運 営の必要により週休日又は 祝日法による休日等若しく は年末年始の休日等に勤 務した場合に給する。 部長 10,000円 課長 8,500円 課長補佐 7,000円 係長 6,000円	同じ		181 千円	13,904 円

(2) 公共下水道事業（特定環境保全公共下水道事業を含む）

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
24年度	千円 7,262,729	千円 591,980	千円 640,132	% 8.8	% 6.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費163,904千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 68	千円 277,860	千円 54,990	千円 103,764	千円 436,614	千円 6,421	千円 6,209

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、25年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた 減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施	平成25年7月1日から平成26年3月31日まで
抑制済み又は減額措置の内容	
(給料) 給料月額に下記の減額率を乗じて得た額(端数切捨て)を減額して支給 (行政職給料表)1～2級:4.77%、3～6級:7.77%、7～8級:9.77% (行政職給料表(2))1～3級:4.77%、4～5級:7.77% (手当)減額なし	

(その他)

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（25年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
高崎市	45.8 歳	370,177 円	521,549 円
団体平均	44.0 歳	349,691 円	516,750 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高 崎 市	市町村平均（政令指定都市を除く）
1人当たり平均支給額(24年度) 1,482 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,451 千円
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	—

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（25年4月1日現在）

高 崎 市	市町村平均（政令指定都市を除く）
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.03 月分 28.7875 月分 勤続25年 32.83 月分 38.955 月分 勤続35年 46.55 月分 55.86 月分 最高限度額 55.86 月分 55.86 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～20% (退職時特別昇給)	
1人当たり平均支給額 22,137 千円 23,389 千円	1人当たり平均支給額 11,814 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)			9,216 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)			131,653 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
高崎市	3 %	68 人	3 %

エ 特殊勤務手当（２５年４月１日現在）

支給実績(24年度決算)			1,374 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)			91,600 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)			21.4 %	
手当の種類(手当数)			7種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (24年度決算)	左記職員に対する支給 単価
用地取得等交渉業務手当		土地の取得等の交渉業務に従事した職員	0千円	日額 200円
料金等徴収・停水業務手当		水道料金等の滞納整理又は給水停止処分の執行の業務に従事した職員	0千円	日額 300円
修繕等業務手当	工務課 維持管理担当 浄水課 各上下水道事務所	給配水管等の修繕又は漏水調査の業務に直接従事した職員	0千円	日額 200円
浄水場等業務手当	浄水課 若田浄水場 浄水課 各上下水道事務所	浄水場、水源等で塩素等危険物の取扱業務に従事した職員	0千円	日額 200円
水質等試験手当	維持管理課 管理担当	下水等の水質試験又はこれに伴う汚水、汚泥の採取等の業務に従事した職員	14千円	日額 200円
下水処理業務手当	施設課 施設管理担当	1 夏季期間(6月1日から9月30日までをいう。以下同じ。)以外の期間に下水終末処理場若しくは下水中継ポンプ場の下水処理又は公共下水道管渠等のしゅんせつの業務に従事した職員	861千円	日額 700円
		2 夏季期間に下水終末処理場若しくは下水中継ポンプ場の下水処理又は公共下水道管渠等のしゅんせつの業務に従事した職員	499千円	日額 800円
災害業務手当		災害の拡大を防止するために行う災害応急対策又は応急的な災害復旧の業務に従事した職員	0千円	日額 500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（２３年度決算）	3,312 千円
職員1人当たり平均支給年額（２３年度決算）	48 千円
支給実績（２４年度決算）	4,040 千円
職員1人当たり平均支給年額（２４年度決算）	59 千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（２５年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度と の異同	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	1 配偶者 月額13,000円 2 扶養親族たる父母等 6,500円(職員に配偶者がな い場合にあってはそのうち1 人については11,000円) 扶養親族である子のうちに 満15歳に達する日後の最 初の4月1日から満22歳に 達する日以後の最初の3月 31日までの間にある子につ いてはそれぞれ5,000円を 加算	同じ		11,287 千円	235,138 円
住居手当	1 月額12,000円を超える 家賃を支払う職員に家賃月 額により月額27,000円を限 度に支給 2 自己の所有する住宅 月額2,000円	同じ		4,900 千円	90,749 円
通勤手当	1 交通機関利用者 運賃相当額を支給(月額 55,000円を限度) 2 交通用具使用者 2km以上5km未満4,500円 5km以上10km未満5,500円 10km以上15km未満8,500 円 15km以上20km未満 11,600円 20km以上25km未満 14,600円 25km以上30km未満 17,600円 30km以上35km未満 20,700円 35km以上40km未満 23,700円 40km以上45km未満 26,800円 45km以上50km未満 29,800円 50km以上32,800円	同じ		6,013 千円	91,107 円
管理職手当	管理または監督の地位にあ る職員に対して職務の特殊 性に基づき支給 部長 94,000円 課長 72,700円(77,400円) 課長補佐 59,500円 係長 46,300円	同じ		18,049 千円	721,976 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職 員が勤務した場合に支給 日直手当 4,200円	同じ		0 千円	0 円
管理職員特別 勤務手当	管理職員が臨時又は緊急 の必要その他の公務の運 営の必要により週休日又は 祝日法による休日等若しく は年末年始の休日等に勤 務した場合に給する。 部長 10,000円 課長 8,500円 課長補佐 7,000円 係長 6,000円	同じ		110 千円	36,667 円